平成２７年（フ）第２３４４号
大阪市住吉区我孫子３丁目１番21号フローラルあびこ306号
債務者　上司　恭子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３７０号
大阪市浪速区下寺２丁目２番17―705号
債務者　伊藤　雅之
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３７２号
大阪市旭区赤川２丁目12番４号　太平荘18号室
債務者　谷口　　清
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３７３号
大阪市東淀川区大桐２丁目９番20号　アイバレー上新庄307号
債務者　田崎　孝雄
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３９８号
大阪市城東区新喜多東１丁目８番40―101号
債務者　手塚美智子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４６９号
大阪市東住吉区鷹合３丁目４番７号、前住所大阪市城東区今福東３丁目８番19号　ユニライフ城東鶴見302号
債務者　高田　康男
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４９０号
大阪市浪速区浪速西２丁目11番６号　有料老人ホーム豆の希、前住所岐阜県高山市七日町３丁目55番地５
債務者　鈴木　房子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４９４号
大阪府高槻市如是町26番５号
債務者　森西　由紀（旧姓岩岸）
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４９５号
大阪市住吉区杉本２丁目31番４号モンシェリー１―Ｅ号
債務者　山本八重子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４９７号
大阪市平野区瓜破西１丁目14番３―416号
債務者　毛利　敏光
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５００号
大阪市此花区高見３丁目１番31号　ジュンズ高見403、前住所大阪市此花区高見２丁目２番11号203
債務者　川端　繁宗
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０１号
香川県高松市上天神町787番地　セジュールヤマ101
債務者　池上　直之
1　決定年月日時　平成27年６月26日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１０５号
香川県高松市高松町225番地２、住民票上の住所香川県高松市庵治町2229番地１
債務者　田川　　穣
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１１１号
香川県高松市木太町3721番地　サンビレッジ木太Ｄ―201
債務者　稲垣　朋史
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第７７号
福岡県久留米市螢川町７―９ロマネスク通町901、住民票上の住所熊本県山鹿市古閑913番地１　エンジョイＢ103
債務者　川上　　聖
1　決定年月日時　平成27年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１０２号
福岡県久留米市津福本町2134番地
債務者　宮原　孝子（旧姓小崎）
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１２号
鹿児島県指宿市開聞十町2218番地２
債務者　山下　功一
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部